

今金町内で感染が確認されたときの情報の公表について

— 町民の皆様へのお知らせ —

確実な感染予防を実践し町内での感染拡大を防止するために、また、一人ひとりが不確かな情報に惑わされることなく冷静で思いやりのある行動をとることにより、偏見・差別、誹謗中傷や風評被害のない安全で安心な生活を維持するため、今金町として発生情報の取り扱い及び公表方針を定めたのでお知らせいたします。

基本的な感染者情報の取り扱い

- 町民の方が感染した場合、感染者の氏名・居住地・国籍・性別・年代・職業といった個人情報は、北海道（保健所）が聞き取りし管理します。
- 公表・非公表の取り扱いは、本人の意向が最優先で尊重されます。非公表を希望する場合、その意向に沿うことなく情報を公表することはできません。

今金町における感染者情報の取り扱い

- 今金町においても、上記の基本的な取り扱いを遵守します。
- ただし、町内における感染拡大防止や安全・安心な生活維持等の観点から公表が必要と認めるときは、北海道と協議し指導を受けるとともに、必ず感染者ほか関係者の同意を得て、“町内で発生したという事実”のほか、必要最小限の情報を公表できるものとします。

今金町において発生を公表するケース

【ケース①】公的関係部署での感染発生は、特に町民生活に与える影響が大きいと思われるため情報を公表してまいります。

公表の対象	公表する情報	公表の方法
町職員等が感染の場合	部署名または施設名 陽性確定日・対応状況 その他必要な情報	町ホームページ 報道発表ほか
公共施設・町立学校で感染が発生した場合 (利用者等感染の場合も含む)		

【ケース②】イベントや集会等で感染が発生し不特定の接触者が想定される場合で、関連情報の公表によって速やかに接触者を特定することが必要と判断されるときは、主催者等の協力を得て公表できるものとします。

【ケース③】公共性のある機関・団体や事業所で発生の場合で、町民生活など社会的に影響があると思われるときは、当該機関等の協力を得て公表できるものとします。

《注》いずれのケースも氏名等個人を特定される情報は公表しません。

ケース②及び③における公表内容は個別に検討します。また、国による情報公表に関する統一的な考え方が示された場合は、その内容に従うこととします。